

兵庫県公報

平成30年10月5日 金曜日 第3043号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
公 告	
○ 平成30年度兵庫県高齢者特別賞表彰（高齢政策課）	5
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	8
○ 入札公告（県立農林水産技術総合センター）	9
公安委員会告示	
○ 機械警備業務管理者講習の実施	14

告 示

兵庫県告示第854号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成30年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県東播土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	小池 敏	加東市秋津249番地
同	大西 尊	小野市山田町123番地
同	井場 正篤	同 市黒川町527番地の1
同	井上 日吉	同 市広渡町43番地
同	久後 利成	同 市小田町455番地
同	國井 久明	加東市沢部525番地
同	黒石 一	同 市田中468番地
同	小寺 博	同 市久米568番地
同	森本 善明	同 市下三草41番地
同	藤原 和男	同 市新町211番地1
同	平野 隆司	同 市檜鹿谷458番地
同	藤原 健	同 市小沢28番地1
同	安井 修	小野市二葉町1087番地の167

同	安 達 紀 之	三木市細川町脇川449番地の3
同	林 山 光 良	加東市山国2019番地47
同	白 井 貞 夫	同 市木梨59番地 1
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 池 敏	加東市秋津249番地
同	大 西 尊	小野市山田町123番地
同	井 場 正 篤	同 市黒川町527番地の 1
同	井 上 日 吉	同 市広渡町43番地
同	久 後 利 成	同 市小田町455番地
同	服 部 俊 夫	加東市屋度372番地 1
同	田 中 省 次 郎	同 市山国1506番地
同	森 本 佳 幸	同 市下久米1344番地 1
同	岸 本 俊 郎	同 市吉馬1624番地 1
同	稲 岡 久	同 市北野189番地
同	平 野 隆 司	同 市檜鹿谷458番地
同	藤 原 健	同 市小沢28番地 1
同	安 井 修	小野市二葉町1087番地の167
同	安 達 紀 之	三木市細川町脇川449番地の3
同	林 山 光 良	加東市山国2019番地47
同	白 井 貞 夫	同 市木梨59番地 1



兵庫県告示第855号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成30年8月27日から同年10月1日まで
- 3 作業地域
西宮市上鳴尾町27番11号地先



兵庫県告示第856号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成30年9月18日から同年10月20日まで
- 3 作業地域
西宮市門戸岡田町9番12号外地先



兵庫県告示第857号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、相生市長から次の

とおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成（地図情報レベル1000）、数値地形図データ更新（地図情報レベル2500）並びに地図編集（地図情報レベル10000））
- 2 作業期間
平成30年9月10日から平成31年3月29日まで
- 3 作業地域
相生市全域



兵庫県告示第858号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、淡路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（ほ場整備）
- 2 作業期間
平成30年9月3日から平成31年3月25日まで
- 3 作業地域
淡路市入野地内



兵庫県告示第859号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成（地図情報レベル1000））
- 2 作業期間
平成30年9月10日から平成31年3月22日まで
- 3 作業地域
たつの市全域



兵庫県告示第860号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成27年12月28日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市の一部



兵庫県告示第861号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成28年10月19日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市の一部



兵庫県告示第862号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成29年12月28日から平成30年1月31日まで
- 3 作業地域
西宮市上ヶ原一番町24番2地先



兵庫県告示第863号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成30年7月2日から同年8月4日まで
- 3 作業地域
西宮市甲子園七番町5番8号外地先



兵庫県告示第864号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西脇市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間
平成30年1月5日から同年3月25日まで
- 3 作業地域
西脇市の一部



兵庫県告示第865号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、姫路市天満菅原土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量及び出来形確認測量）
- 2 作業期間
平成29年9月13日から平成30年3月30日まで
- 3 作業地域
姫路市大津区天満菅原地内



兵庫県告示第866号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年10月5日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成30年10月5日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 茅野福岡線	美方郡香美町村岡区中大谷字山根121番1から	旧	5.0から 30.0まで	1,501.0	
	同郡同町村岡区口大谷字竹部411番1まで	新	6.0から 43.0まで	1,577.0	

公 告

平成30年度兵庫県高齢者特別賞表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条の規定により、平成30年9月18日に次の者を表彰した。

平成30年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 氏名 在田久雄
(2) 住所 西脇市
(3) 功績内容
永年にわたって、日本ボーイスカウト兵庫連盟役員として、ボーイスカウト活動を通じた青少年の健全育成に尽くされ、現在も日本ボーイスカウト兵庫連盟西脇第2団委員として後進の指導・育成に活躍されている。
- 2 (1) 氏名 池田昭江
(2) 住所 佐用町
(3) 功績内容
永年にわたって、歯科医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、学校歯科医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。
- 3 (1) 氏名 磯崎昭次
(2) 住所 豊岡市
(3) 功績内容
永年にわたって、豊岡市老人クラブ連合会会長や豊岡高年クラブ連合会会長として、高齢者の福祉の向

上に尽くされ、現在も豊岡高年クラブ連合会顧問として高齢者の生きがいに活躍されている。

4(1) 氏名 宇津 尚

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、神戸市医師会役員や神戸市北区医師会役員として会の発展に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

5(1) 氏名 塩谷 豊

(2) 住所 豊岡市

(3) 功績内容

永年にわたって、豊岡北地区警察官友の会会長やたけの地域ふれあいの会会長として地域防犯活動に尽くされ、現在も豊岡北地区警察官友の会顧問やたけの地域ふれあいの会会員として安全・安心な地域社会づくりに活躍されている。

6(1) 氏名 大森 公一

(2) 住所 西宮市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、学校医・園医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

7(1) 氏名 小川 和代

(2) 住所 加西市

(3) 功績内容

永年にわたって、兵庫県老人クラブ連合会副会長等を歴任し、高齢者の福祉の向上に尽くされ、現在も加西市老連コーラスねひめ代表として活動を行うなど、こころ豊かな地域社会づくりに活躍されている。

8(1) 氏名 海辺 正博

(2) 住所 尼崎市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、学校医・園医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

9(1) 氏名 鹿島 三郎

(2) 住所 芦屋市

(3) 功績内容

永年にわたって、薬剤師や西宮市薬剤師会役員として地域の薬事衛生の向上に尽くされ、現在も兵庫県医薬品小売商業組合監事として、地域の薬事衛生の向上と後進の指導・育成に活躍されている。

10(1) 氏名 川崎 聡和

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、舞子ふれあいのまちづくり協議会委員長や舞子音頭保存会長、垂水郷土芸能保存会理事として、地域の活性化と伝統文化の保存継承に尽くされ、現在も各団体の役員として地域づくりの推進に活躍されている。

11(1) 氏名 後藤 実

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、生田地域交通安全活動推進委員会副会長や東川崎地域福祉センター委員長として地域の交通事故防止に尽くされ、現在も交通安全活動に活躍されている。

12(1) 氏名 高橋 秀吉

(2) 住所 姫路市

(3) 功績内容

永年にわたって、姫路警察署今宿ブロック地域ふれあいの会会長として地域防犯活動に尽くされ、現在

も飾磨北西部地域ふれあいの会会長として安全・安心な地域社会づくりに活躍されている。

13(1) 氏名 高 見 嘉 重

(2) 住所 姫路市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、学校医・園医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

14(1) 氏名 田 中 昇

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、灘交通安全協会支部長や灘地域交通安全活動推進委員として地域の交通事故防止に尽くされ、現在も交通安全活動に活躍されている。

15(1) 氏名 田 中 唯 介

(2) 住所 高砂市

(3) 功績内容

永年にわたって楽器店を営まれる傍ら、シベリア抑留経験に基づく自作の楽曲によるアコーディオン演奏や、引揚を記念する舞鶴・全国友の会副会長として歴史を継承する活動に尽くし、現在も各地で演奏活動を続けるなど活躍されている。

16(1) 氏名 谷 村 秀 典

(2) 住所 朝来市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、警察嘱託医・学校医・園医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

17(1) 氏名 多 米 久

(2) 住所 尼崎市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、学校医・園医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

18(1) 氏名 中 野 篤

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、神戸市産婦人科医会役員や神戸市兵庫区医師会役員として会の発展に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

19(1) 氏名 西 井 逸 男

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、古丹波焼を中心とした古窯の調査研究に尽くす傍ら、兵庫陶芸美術館の整備においては、基本構想の策定や資料収集を行うなど、県の陶芸文化の振興に尽くされ、現在も陶芸を通じた県民文化の高揚に尽力されている。

20(1) 氏名 廣 瀬 鉄 夫

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、葬儀社を経営する傍ら、兵庫防犯協会明親支部長として地域防犯活動に尽くされ、現在も兵庫防犯協会明親支部防犯委員や兵庫県少年補導員連絡協議会班長として安全安心な地域社会づくりに活躍されている。

21(1) 氏名 藤 原 悦 二

(2) 住所 豊岡市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、学校医・園医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

22(1) 氏名 丸 橋 つるゑ

(2) 住所 三木市

(3) 功績内容

永年にわたって、三木市老人クラブ連合会女性副部長として高齢者の福祉の向上に尽くされ、現在もチャイム演奏サークル会員として施設等で演奏を行うなど、こころ豊かな地域社会づくりに活躍されている。

23(1) 氏名 睦 谷 博

(2) 住所 赤穂市

(3) 功績内容

永年にわたって、赤穂市防犯協会会長や赤穂地域ふれあいの会会員として地域防犯活動に尽くされ、現在も赤穂地域ふれあいの会会員として安全・安心な地域社会づくりに活躍されている。

24(1) 氏名 吉 田 徑 一

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、神戸市西区自治協議会名誉会長等役員として地域活性化に尽くすとともに、兵庫県共同募金会副会長等役員として共同募金活動に尽くされ、現在も各団体役員として後進の指導・育成に活躍されている。



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成30年10月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目	最低売却価格 (円)
1	姫路市下手野六丁目532番3、563番4	2,163.40	宅 地	非公表

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは

- 不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくとおる破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- 3 契約条項を示す場所
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号（兵庫県公社館3階）
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産担当
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間
平成30年10月5日（金）から同年11月22日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 場所
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
兵庫県公社館大会議室（1階）
- (2) 日時
物件1 平成30年11月27日（火）午前10時30分
- 6 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産担当
電話（078）341-7711 内線4875

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年10月5日

契約担当者

県立農林水産技術総合センター 所長 高 松 宏 文

1 入札に付する事項

(1) 調達名称

県立農林水産技術総合センター 水産技術センター 閉鎖循環飼育システム製造請負工事一式

(2) 履行場所

明石市二見町南二見22-2

(3) 工事概要

ア 工種 製造請負工事（受注者責任設計・施工工事）

イ 規模

系 統	名 称	材質、形状	単位:m ³	台数
閉鎖系統1	稚魚用閉鎖循環飼育システム	F R P 円形水槽	1.0	5
閉鎖系統2	ハッチャリー水槽（アルテミア水槽）	ポリカーボネート円形水槽	0.5	2
閉鎖系統3	実験用閉鎖循環飼育システム	F R P 円形水槽	5.0	1
閉鎖系統4	実験用閉鎖循環飼育システム	F R P 角形水槽	0.2	5
閉鎖系統5	実験用閉鎖循環飼育システム	F R P 角形水槽	5.0	1

ウ 型式 閉鎖循環ろ過及び温度調節機能等を有する飼育水槽

(4) 履行期限

平成31年3月28日（木）限り

2 入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県（以下「県」という。）の建設工事入札参加資格者名簿に「管工事」及び「機械器具製作据付工事」で登録されていること。

同名簿に登録されていない者については、開札時までに入札参加資格を取得（登録）すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を有するもの。

- (2) 平成20年度以降入札公告日の前日までに、水産研究施設、種苗生産施設等において閉鎖循環飼育システムの配管及び機器整備（生物ろ過槽、泡沫分離装置、紫外線殺菌装置、循環ポンプ等）工事の施工実績があること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

- (4) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

- (6) 配置技術者の要件

ア 建設業法の規定による管工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落

札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。なお、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、契約工期中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

また、工場製作のみが行われる期間があるときは、工場製作のみが行われる期間と工事現場において作業等が行われている期間とで異なる者を配置予定技術者として届け出ることができる。なお、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことができる場合には、同一人を各製作の監理技術者として行うことができる。

3 契約条項等を示す期間及び場所

契約書及び6(4)キで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成30年10月5日(金)から同年11月14日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所(公告事務を担当する事務所)

〒679-0198 明石市二見町南二見22-2

兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター

電話(078)941-8601 FAX(078)941-8604

4 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び仕様書等の交付

(1) 交付期間

ア 入札参加資格確認資料等

平成30年10月5日(金)から同月19日(金)まで

イ 誓約書及び仕様書等

平成30年10月5日(金)から同年11月14日(水)まで

(2) 交付方法

県のホームページ(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、県ホームページの「入札・公売情報」→「入札公告」→「工事・設計」→「入札公告様式」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

5 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成30年10月5日(金)から同月19日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出方法

上記3(2)の場所に直接持参又は郵送をすること。

6 入札手続等

(1) 入札日時及び場所

平成30年11月15日(木)午前11時

兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター 視聴覚教育室

(2) 入札方法等

上記(1)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による場合は、入札書を封筒に入れて平成30年11月14日(水)午後5時までに前記3(2)の場所に必着すること。

(3) 入札保証金及び契約保証金

要

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に持参すること。

イ 所定の額の入札保証金が納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示した場合は、この限りではない。

カ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記イからオまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

キ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(5) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とする。

エ 別紙、入札説明書9(3)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

ウ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(7) 契約の締結

ア 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

イ 落札者が、落札決定の通知を受けた日から、7日以内に契約を締結しないときは、原則として落札決定を取り消す。

(8) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

ア 年割支払 無

イ 前金払 有

ウ 中間前金払 有

エ 部分払 有

オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

7 下請負人の健康保険等加入義務等

(1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (2) (1)にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

- (2) 契約を締結した者は、次のア及びイを県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

- (3) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課あて申請し、開札日までに取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。

- (4) 詳細は入札説明書による。

- (5) 問合せ先

上記3(2)に同じ。

- (6) 入札結果については、落札決定後、兵庫県立農林水産技術総合センター水産技術センターにて落札決定日の翌日までに公表する。

また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページで公表する。

9 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Construction of fish tanks

- (2) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 October 19, 2018

- (3) Deadline for tenders:

11:00 November 15, 2018 by direct delivery

17:00 November 14, 2018 by mail

- (4) Person to contact concerning the notice:

Mr. Honda, Hyogo Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry & Fisheries

22-2 Minamifutami, Futami-cho, Akashi, Hyogo 674-0093

TEL (078)941-8601

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第309号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習の実施について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成30年10月5日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

1 講習の種別、実施期日等

(1) 講習の種別

法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習

(2) 実施期日

平成30年11月6日（火）から同月9日（金）までの4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

講習最終日に、修了考査（40問100分）を実施する。

2 受講定員

40人

3 受付期間

平成30年10月10日（水）から同月23日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

4 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

5 申込時の提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

6 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

7 受講手数料

38,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

11 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166